

石川県技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

普通会計

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	50.6 歳	503 人	362,100 円	430,500 円	-	-	-
うち用務員	56.6 歳	37 人	395,900 円	412,400 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち自動車運転手	49.2 歳	165 人	364,100 円	475,800 円	自家用乗用自動車運転者	53.5 歳	262,400 円
うち守衛	51.9 歳	9 人	369,600 円	424,900 円	守衛	54.6 歳	200,300 円
うち電話交換手	55.9 歳	20 人	406,600 円	450,100 円	-	-	-
うち学校給食員	51.5 歳	15 人	345,000 円	356,700 円	調理士	39.5 歳	252,600 円

1. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16～18年の3ヶ年平均）
2. 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 公務員・・・「平成19年地方公務員給与実態調査」のデータを使用（正規職員のみ）
 民間・・・企業規模10人以上、常用労働者のうち一般労働者のデータを使用
 「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。
 期間を定めずに雇われている労働者、1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者
 「一般労働者」とは短時間労働者（1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者をいう。
3. 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
4. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

水道用水供給事業会計

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	51.6 歳	13 人	381,800 円	433,600 円

電気事業会計

対象となる職員が少ないことにより個人情報特定されるため、個人情報保護の観点から掲載しません。

(2)職員の年齢別の人数（平成19年4月1日現在）

普通会計

（単位：人）

年 齢	用務員	自動車運転手	守 衛	電話交換手	学校給食員	その他	合 計
～ 17							
18～19							
20～24							
25～29		3				1	4
30～34		16				12	28
35～39	1	16			2	19	38
40～44		24	1		1	27	53
45～49	1	12	1	2	2	52	70
50～54	3	24	4	4	4	60	99
55～59	32	70	3	14	6	86	211
合 計	37	165	9	20	15	257	503

(3)その他給与に関する事項

- ア 給料表 独自作成給料表を適用しております。
 （給料表水準については、平成18年度に給与構造の見直しと更なる水準引き下げのため、10%引き下げました。）
- イ 諸手当 一般行政職員と同様の手当制度となっております。
- ウ 昇給基準 毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給しております。ただし、平成21年度までは1号給の昇給抑制を実施しております。

(4)職員数の推移(各年度の4月1日の人員)

普通会計

(単位：人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人数	820	811	767	739	696	647	618	584	551	503
対前年度比	-	9	44	28	43	49	29	34	33	48

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与等の見直しについては、これまでも給料表水準の引き下げや人員の削減など不断に取り組んできたところであり、引き続き見直しに取り組んでいくこととしております。

(これまでの取組状況)

(1)給料表

給与構造の見直しと更なる給料表水準引き下げのため、10%引き下げ【平成18年度～】
給料表の改定見送り【平成19年度】

(2)昇格・昇給

退職時の特別昇給の廃止【平成16年度～】
初任給の引き下げ 高卒125,400円(国：137,200円)【平成17年度～】
枠外昇給の廃止【平成18年度～】
57歳を超える職員の昇給抑制を実施【平成18年度～】

(3)諸手当(特殊勤務手当含む)

特殊勤務手当の見直し【平成17年4月、7月～】
守衛業務手当、建設用特殊車運転作業手当、夜間定時制高等学校勤務手当の3手当を廃止
道路維持補修作業手当の支給方法の見直し(月額支給 日額支給)
給料の調整額の見直し
特別支援学校の介助員等の給料の調整額を廃止【平成18年度～】

(4)業務の見直し

技能労務職員については、原則として退職不補充とし、民間委託や民間派遣職員の活用を図りながら順次削減していく。

3 具体的な取組内容

(1) 給与水準については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条を踏まえ、引き続き見直しに取り組みます。

なお、具体的な取り組みについては、平成20年度に検討し、順次取り組みます。

(2) 特殊勤務手当については、平成20年度から以下の3手当を廃止します。

病院窓口業務等手当、 病院薬剤業務手当、 死体処理作業手当

技能労務職員の給与については、地方公務員法第57条により別の法律で定めることになっており、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において地方公営企業法第38条の規定を準用することとなっております。

地方公営企業法第38条第3項

企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 業務の見直し

一部調理業務や本庁電話交換業務は平成20年度から民間委託を開始予定。病院診療請求事務や道路保全業務は退職者の状況を勘案し引き続き民間委託を行います。

自動車運転手については、平成20年度から本庁の車庫一元化を図り運転職員数を削減するとともに、出先機関についても運転職員の配置の見直しを図ります。